

片を給ふ、内記つゝみわけて三とす、其中色々國の名をかく、此間少納言主鈴をして勅符を封せしむ、内記三についむ、木契入加しむ、或革袋に入加云々、内記函上銘をかく、内記一人短冊を書て革袋につく、次少納言勅符木契なかにあり、

上卿にたてまつる、そのついでに上卿片名かきたる木契を少納言に給ふ、少納言退く、中務輔内記等退、

次内豎をめす、

内豎參す、仰曰、左右馬寮召せ、

次左右馬允各一人小庭に候す、上卿仰曰、固關使等に御馬給へ、馬允退く、次内豎めして仰曰、使候ハシムル大夫等召せ、次使五位三人小庭に列立、次上卿仰曰、參來、目なり、

第一者軾に參す、

上卿革袋一を給て仰いはく、伊勢國に罷りて鈴鹿の關かたくまはれ、次近江使をめして仰いはく、近江國に罷て逢阪の關かたくまはれ、次美濃使をめして仰いはく、美濃國に罷て不破の關かたくまはれ、使等退出、次官人以て内豎をめして仰いはく、左右馬の司、兵庫の司等召せ、

使三人小庭に列立

次仰いはく、左右の馬の寮、兵庫寮にまかりて固衛れ、使等退出、次内記をめして硯筥を返給ふ、以上警固固關儀かくのごとし、略

〔寛永記乙〕御讓位散狀

勅符 應警備事 使散位正五位下大石正弘、内舍人正六位上和氣朝臣長次、右今日避位傳皇

太子、當此際會、疑警物聽、仍爲警固彼國、伊勢、差件人等、資木契發遣、國宜承知、依例施行、勅到奉行、

寛永廿年十月三日、此ノ下、近江美濃兩國ニ與フル敕符、及ビ三國司ニ與フル太政官符アレドモ、略同文ナルヲ以テ略ス、